

第167回 （平成23年度第4回）理事会議事録

財団法人 神奈川県スキー連盟

1. 日 時： 平成23年11月2日（水）19：00～21：00
2. 場 所： 神奈川県社会福祉会館2階第1研修室（横浜市神奈川区沢渡4-2）
3. 出席理事： （副会長）佐藤 嘉彦、片 忠夫、山田 力
（専務理事）上田 英之
（常務理事）清水 忠、木村 徳善、徳本 進、吉岡 去私
（理事）金子 理人、本田 衛義、国島みどり、高柴 一彦
青木 文明、佐々木生道、小池 光、森本 珠水
中村 浩人、黒川 正孝、伊藤 敏光、和田 幸一
欠席理事： （会長）河野 太郎
（理事）吉野 大成、大澤 康之
4. 出席監事： 内海 雄三、井上 敏郎
5. 議長選出： 上田 英之専務理事を指名
6. 議事録署名人選出： 小池 光理事、金子 理人理事を選出
7. 書記： 橘 小由里広報委員を指名
8. 議 事

議事に入る前に佐藤副会長から、「皆様から頂くメールには夜中の発信のものもあり、昼夜とわず過酷な状態でお仕事をいただいていることに、敬意を表したいと思います。19日の大きな研修会、総合的に各本部が関連するいろいろな手続きが行われることとなりますし、養成講習会理論など、雪上以前の行事がピークに来ております。今日も速やかに良い議論をし、結論を出したいと思いますのでよろしくお願いします」との挨拶があった。

また今回、朝日税理士法人国分様の出席があり、「現在、上田様、徳本様、金子様を中心に公益法人への移行を目指し、着々と手続きを進めているところでございます。これもお三方はじめ、理事会での真摯な議論のたまものと思っております。今後も上手く公益法人に移行できますようにアドバイザーとして努めてまいりますので、よろしくお願いいたします」とのご挨拶をいただいた。

1) 公益財団法人移行に伴う定款（案）について

(1) 審議事項

徳本総務本部長から、「背景」、「寄付行為から定款への変更義務」について、さらに資料「新公益財団法人化 新定款一現寄付行為 対比表」に基づいて、重要な点または変更があった点について下記①から⑧の通り説明があり、審議を行った。

- ① 第13条 （評議員の任期） 2年→4年
- ② 第16条 （権限） 新制度では、評議員が「予算及び計画の審議」を行うことは無くなった。
- ③ 第21条 （決議） 出席評議員＋紙面評決 → 出席した評議員のみ議決権を持つ。
3分の2以上で決議 → 評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、重要・名誉にかかわる議決については3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- ④ 第23条 （役員） 理事・監事人数には変更なし。常務理事4名のうち統括常務の位置づけについては、SAK運営規則に定める。
- ⑤ 第24条 （役員の選任） 役選委員会で選出された理事（会長、副会長、常務理事）を評議員会で選任（＝承認）、理事会で役職を決定後、再度評議員会で報告を行う。

- ⑥ 第25条 (理事の職務及び権限) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、職務の執行状況を理事会に報告、つまり理事会は年2回程度の開催になる。
- ⑦ 第26条 (監事の職務及び権限) 監事は、理事の職務の執行を監査し、法廷で定めるところにより、監査報告書を作成、つまり監事の権限が強化された。
- ⑧ 第27条 (役員の任期) 理事の任期、監事の任期ともに選任後2年以内で変更なし。
- ⑨ 第28条 (役員の解任) 評議員現在数の4分の3以上の議決で解任 →
解任に関する特別決議は、評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。(第21条参照)
寄付行為第20条の2にある「弁明の機会」に関することは定款には記載せず、運用面で行う。
- ⑩ 第31条 (名誉会長、顧問及び参与) 役員等以外のものに対して、法律上の権限はないが、寄付行為と変えず、追加条項として記載する。
- ⑪ 第36条 (定足数) 理事現在数の3分の2以上の者が出席 →
理事の過半数が出席しなければ、開催することができない。
- ⑫ 第38条 (理事会の議事録) 議事録署名人2人以上が署名押印 →
出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する。
- ⑬ 第39条 (企画会議) 理事会の回数が減るので、具体的な内容・企画をする企画会議を設ける。しかし、企画会議の範囲はあくまでも理事会から諮問された事項についてのみの議論で、意思決定機関は理事会である。
- ⑭ 第41条 (書類及び帳簿の備付等) 寄付行為から定款への変更で名称は変わっているが、だいたい同じように反映してある。
- ⑮ 第42条 (加盟団体等) 加盟団体について、法律上の機関である理事会等の権限を奪うことのないように留意するため細則に定め、定款では簡単に纏めてある。
- ⑯ 第43条 (定款の変更) 「寄付行為の変更」は理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決 →
評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の議決をもって変更。
- ⑰ 第44条 (解散) 理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決 →
事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散。
「成功」は何をもって成功・不成功とするのか、その定義や「遂行」という言葉に変更可能かなど、教育委員会(教育長)に確認中。
- ⑱ 第48条 (細則) 申請時提出予定の細則については、「会費規程」「報酬規程」「旅費規程」がある。その他申請時に「〇〇規程」の記載があるものについては提出を求められる。

《質疑・応答》

・上田専務理事より

第26条の備考欄に「監事設置一般社団法人」という言葉があるが、社団法人ではないが、問題ないか。

(回答) 条文の言葉として受け取っていただき、問題はありませんと国分様より回答があった。

・青木理事より

第26条の2と備考にある2は同じことのようにだが、違いは何か。

(回答) 備考にあるのは法人法第99条で、この法律に基づいて定款を作っているというように理解して下さいと国分様より回答があった。

・佐々木理事より

第28条「評議員会の決議によって…」の決議によっての前に、第27条の5と同様にどの条文と関わっているのか分かるよう、第21条という言葉を入れ「第21条の決議によって…」としなくてよいのか。

(回答) 評議員の議決によって解任される以外もあるので、第27条の5とは意味合いが違い、入れる必要はないと国分様より回答があった。

・青木理事より

第16条評議員会の決議(2)で理事及び監事の報酬等の額とあるが、第29条では理事及び監事は、無報酬とするとある。相反さないか。

(回答) 報酬はあるが、現在「0円」と定めたと理解してほしいと国分様より回答があった。

《定款への変更のポイント》 朝日税理士法人 国分様より説明があった。

- ・基本的に従前の寄付行為をそのまま持つて行くという方向である。
- ・定款の変更はかなりの労力が必要なので、なるべく身軽にし、その他は細則で定める。
- ・新制度になると、理事を評議員が監督するという体制になるので、評議員は理事会が選出するのではなく、あくまで評議員会で選任する。(第12条参照)
- ・評議員の任期は4年になる。(第13条参照)
- ・評議員会の権限が強くなっている。しかし、予算に対する権限はなし。(第16条参照)
- ・予算に関しては報告のみなので、現行2回開催されていた評議員会は、年1回となる。(第17条参照)
- ・評議員会の決議は一般事項については過半数、重要事項・名誉に関する事項は3分の2以上。(第21条参照)
- ・理事会は最低限年2回開催すれば、違法にはならない。(2回でなくてはならないのではない)(第25条参照)
- ・毎月行われていた理事会を担保するために、企画会議を設定するが、理事会を脅かすものではない。(第39条参照)

※以上をもって、この定款(案)は承認され、臨時評議員会にかけることとする。

2) 教育本部

(1) 報告事項

木村本部長より、資料に沿って次の事項について報告があり承認された。

【各種報告・SAK関係】

- ①教育部会 10月22日(日) 10:00~12:00 開催場所: SAK事務局
事業の推進状況の確認、養成講習会、指導員研修会理論、クリニック理論の進め方等について。
有資格者の研修会参加日の調査回答の分析を実施。
- ②電子申込(デジエントリー) 掲載打ち合わせ 10月22日(日) 13:00~15:00
開催場所: 株式会社デジサーフ社(藤沢市辻堂)
SAK行事掲載について。昨年度の問題点の確認。
- ③スキー指導員養成講習会 第1回 10月15日(土) 10:00~16:00
開催場所: 横浜市従会館
参加者数: 正指 17名・準指 43名・認定 15名
養成講習会理論A・B開催。受付時の混乱について次回改善検討要。
- ④スキー指導員養成講習会 第2回 10月30日(日) 10:00~16:00
安全対策講習会 10:00~12:00
スキー検定員クリニック理論I 13:15~16:00 開催場所: 横浜市従会館

参加者数：正指 12名・準指 45名・認定 20名・クリニック 13名・安対講習会 1名
養成講習会理論C・D開催。受付も混乱なく予定通り終了。

同日13:00～15:00 安全対策委員会を開催。

⑤北海道委員会 10月31日 19:00～22:00 開催場所：SAK事務局

募集ビデオ用素材撮影打ち合わせ

⑥2012年度スキー指導者研修会会場抽選会 11月1日（火）

場所：川崎市教育文化会館 2012年11月4日（日）確保。

⑦スキー指導員受験申込の状況（ ）内は昨年度

スキー指導員19名（23）・スキー準指導員63名（80）・スキー認定指導員23名（30）

⑧教育本部行事開催の現地関係者へ行事開催の協力依頼の文書発行

スキー場、宿泊先等にそれぞれの開催行事の案内発行 10月17日済み。

【行事予定・SAK関係】

①11月

第3回スキー指導員養成講習会理論（11月13日午前）

公認スキー準指導員検定会（理論）（11月13日午後）

スノーボード検定員クリニック、スノーボード指導員養成講習会（11月13日）

スキー指導者研修会・クリニック・強化指定選手認定式（スキー・スノーボード）（11月19日）

②12月

北海道行事（12月13～18日）、鹿沢行事（12月17～18日）、車山行事Ⅰ（12月24～25日）

③1月

五竜Ⅰ行事（1月20～22日）、スキー強化行事（戸隠・1月21～22日）

スノーボード強化行事（上越国際・1月21～22日）、戸隠Ⅰ・Ⅱ行事（1月28～29日）

④2月

湯沢Ⅰ行事（2月4～5日）、南関東スノーボード技術選手権大会（2月4～5日）

【SAJ・南関東ブロック関係】

①11月

全国安全対策委員長会議・和田、上杉安対正副委員長参加予定

第1回SAJデモンストレーター合宿

中央研修会（スキー・スノーボード専門委員、スノーボード技術員を含む）

②12月

スキー技術員研修会（第4会場・南関東ブロック）

パトロール中央研修会（パトロール技術員を含む）

③1月

スキー大学（2会場にて実施）

（2）審議事項

①教育本部雪上行事における講師（専門委員）のヘルメット着用義務化について

木村本部長より、今年度より教育本部専門委員（スキー・スノーボード・パトロール）は雪上の教育本部行事に参加する場合、ヘルメットの着用を義務付けること、またヘルメットの購入について協賛メーカーへの案内を総務本部へお願いしたい旨提案がなされた。その後教育本部だけでなく、総務本部、競技本部等役員（ノルディックは除く）に義務付けの修正案が出され、承認された。

②指導者有資格者の研修会出席状況のSAJへの回答について（事後承認）

木村本部長より、回答期限を延ばしていることから、10月31日にクラブ回答のあったものはその内容で、未回答は「調査中」で回答した旨報告があり、承認された。

③雪上行事における外部講師の依頼について

木村本部長より、以下の行事について講師依頼をした旨と、未定講師は決まり次第報告をする旨の提案があり、承認された。

〈スキーハイパー講習会〉講師未定

〈スノーボード〉

専門委員研修会 井出SAJスノーボードデモンストレーター（長野県）

車山 I 清水SAJスノーボードデモンストレーター（長野県）

五竜 I 進藤SAJスノーボードデモンストレーター（山形県）

SB強化行事及び南関東スノーボード技術選手権大会 塚本SAJスノーボードデモンストレーター（新潟県）

④SAJスノーボード特別推薦について

小池理事より伏見知何子さんの特別推薦について提案があり、SAJの登録申請が済んでから推薦ということで承認された。

3) 競技本部

(1) 報告事項

吉岡本部長より、資料に沿って次の事項について報告がなされ、承認された。

①アルペン委員会開催 10月15日（土）

アルペン行事派遣役員について、理事、正・副委員長で調整し、暫定的に決定した。

②市町村対抗宿泊費について

白馬村より、現行・通常格安料金よりさらに低価格での回答があった。（資料参照）

③県選手権、スノーボード等上越国際スキー場で行事を行う際の宿が、震災の関係でみせ旅館に変更になった。（観光協会より回答あり）

④駅伝大会の会場で被災地の現状を報告するボランティア活動をしたい旨の依頼があった。物品販売は禁止等伝えてあるが、ボランティア団体名、責任者名等を確認して報告する。

(2) 審議事項

①2011年度ジュニア指定選手追加認定について

吉岡本部長より、今回2名の追加認定について提案があり、承認された。また、名前、所属等再確認し、6日までに報告する。

②競技本部セミナーの内容について

吉岡本部長より、競技本部セミナーの内容を指導員研修会内容へ振り替える旨提案があり、承認された。

4) 総務本部

(1) 報告事項

①資金運用状況について金子理事より報告がなされ、承認された。

②登録状況について徳本本部長より報告がなされ、承認された。

③各種委員会について徳本本部長より下記の通り報告がなされ、承認された。

・電子申込委員会 10月22日委員会開催。11月末より申し込み分より順次公開。

・普及振興委員会 11月22日ジュニア雪ふれツアー打ち合わせ予定。

・協賛会員拡大委員会 11月19日指導員研修会理論にて、協賛会員の説明予定。

・HC委員会 10月23日ハンディキャップセミナーⅠ実施。19名参加。

11月19日研修会手話通訳派遣予定。

・北海道委員会 10月31日現在 87名。11月19日指導員会研修理論でPR実施予定。

・広報委員会 10月19日広報委員会開催。行事広報担当割り当て。

- ④その他について徳本本部長より、資料に沿って下記の件の報告がなされ、承認された。
- ・常務会報告 10月30日開催。定款（案）の審議他。
 - ・平成23年度事業報告一覧について、行事終了後作成・報告のこと。書式の徹底について。
 - ・小田原スキー協会（50周年）の記念式典。 10月2日 片副会長あいさつ
 - ・綾瀬市スキー協会（30周年）の記念式典。 11月13日 山田副会長出席予定
 - ・保険加入に伴う、各行事一覧表の記入についてのお願い。
 - ・県体協「東日本大震災への義援金の募集」の対応。各行事ごとに募金箱設置予定。
 - ・慶弔規程改訂の確認について。
 - ・規約規程委員会の開催について。 11月9日 県社協にて開催予定。

(2) 審議事項

①規約規程の改訂について

徳本本部長より、旅費規程、謝金規程について資料の通り提案があり、承認された。

②研修会費用免除願について

本田理事より、資料の通り功労指導員の免除願35名、一般指導員の免除願54名について提案があり、承認された。

③会員増加の所属団体表彰について

徳本本部長より、会員増加の所属団体上位3クラブを11月19日指導員研修会で表彰する旨提案があり、承認された。

④「SURF & SNOW」と県連双方でのリンク貼りについて

徳本本部長、高柴理事より、「SURF & SNOW」とのホームページによるリンク貼りについて提案があり、来年度県連の協賛企業になることを条件に、承認された。

⑤各事業の役員参加について → 常務会で調整。

5) その他

清水常務より、神奈川県スキー連盟公式ユニフォーム仕様書（案）について資料に基づいて説明がなされた。

6) 監事報告

平成23年度プレ監査の実施について、資料に目を通しておくよう説明があった。

閉会にあたり、元気に力いっぱい頑張って、明るく楽しくスキーをしましょう。悲壮感が漂っているのは、会員は減ってしまいます。よろしくお願いしますとの挨拶があった。

以上、この議事録が正確であることを証明するため、議事録署名人、下記により署名する。

平成23年 11月 15日

議 長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印